

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 日 次

## 〔法規的告示〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(同二)

- 都市計画に関する件  
(北陸地方整備局一)
- 道路に関する件(近畿地方整備局一)
- 道路に関する件(中国地方整備局二)

## 〔人事異動〕

- 裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
- 会社その他  
会社決算公告

- 特定国外派遣組織を指定する件  
(総務三)
- 返納を命じた旅券を無効とする件  
(外務九)
- 保安林の指定を解除する件  
(農林水産二六)

- 福岡県 札幌市 堺市

## 〔官庁報告〕

## 官庁事項

- 令和七年度地方債計画の全部を改正する件(総務二)

- 支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(財務一〇)
- 出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外貨換算率を定める等の件(同二一)

- 東北地方整備局公示(東北地方整備局)

## 労 働

- 支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外貨換算率を定める等の件(同二七)
- 租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(同二八)

- 船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示  
(国土交通省最低賃金公示一)

## 七

- 特定水産資源(まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海)に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(同二九)

## 八

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁一)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(デジタル庁・総務一)

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁一)
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁一)

- 令和八年司法試験の施行  
(司法試験委員会)
- 令和八年司法試験予備試験の施行(同)

## 九

## 九 八

## 八

## 八

## 八

## 七

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁一)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(デジタル庁・総務一)

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁一)
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁一)

- 官庁事項  
建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係

## 九

## 公 告

## 九 八

## 八

## 八

## 八

## 七

## 法規的告示

○総務省告示第1号

地方財政法(昭和11年法律第百九号)第五条の三第十項の規定に基づき、令和7年総務省告示第百三十六号(令和7年度地方債計画)の全部を次のように改正する。

令和8年1月9日

総務大臣 林芳正

令和7年度地方債計画

(通常収支分)

(単位:億円、%)

項目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)× 100
一般会計債				
1 公共事業等	15,908	15,794	114	0.7
2 公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3 災害復旧事業	3,083	1,119	1,964	175.5
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1) 学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2) 社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4) 一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,625	26,845	780	2.9
(1) 一般	2,893	2,493	400	16.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,821	3,221	600	18.6
(5) 旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300	△ 34.2
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	900	—	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,508	6,270	238	3.8
(1) 辺地対策	592	570	22	3.9
(2) 過疎対策	5,916	5,700	216	3.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	61,092	57,068	4,024	7.1

二 公 営 企 業 債	8,895	6,356	2,539	39.9
1 水道事業	509	392	117	29.8
2 工業用水道事業	1,600	1,763	△ 163	△ 9.2
3 交通事業	260	241	19	7.9
4 電気事業・ガス事業	618	577	41	7.1
5 港湾整備事業	6,002	4,981	1,021	20.5
6 病院事業・介護サービス事業	624	386	238	61.7
7 市場事業・と畜場事業	1,346	1,290	56	4.3
8 地域開発事業	15,170	13,686	1,484	10.8
9 下水道事業	113	100	13	13.0
10 観光その他事業	35,137	29,772	5,365	18.0
合計	96,229	86,840	9,389	10.8
三 臨時財政対策債	—	4,544	△ 4,544	△ 100.0
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 補正予算債	16,433	—	16,433	皆増
六 国の予算等貸付金債	( 176)	( 350)	(△ 174)	(△ 49.7)
総計	( 176)	( 350)	(△ 174)	(△ 49.7)
内訳	79,485	63,103	16,382	26.0
普通会計分	33,977	29,081	4,896	16.8
公営企業会計等分				
資金区分				
公的資金	52,585	39,408	13,177	33.4
財政融資資金	33,694	23,252	10,442	44.9
地方公共団体金融機関資金	18,891	16,156	2,735	16.9
(国の予算等貸付金)	( 176)	( 350)	(△ 174)	(△ 49.7)
民間等資金	60,877	52,776	8,101	15.3
市場公募	32,600	33,100	△ 500	△ 1.5
銀行等引受	28,277	19,676	8,601	43.7

## その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

## (備考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 復日・復興事業

令和7年度地方債計画  
(東日本大震災分)

復日・復興事業 (単位: 億円、%)

項目	目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×
一般	営業会計	10	1	9	900.0
災害	住宅建設事業	1	1	0	0.0
一般	復旧事業	1	1	0	0.0
公水	営業企業	3	4	△ 1	△ 25.0
國の予算等貸付金債	( )	( 1 )	( 0 )	( 0 )	( 0.0 )
総計	( )	( 1 )	( 0 )	( 0.0 )	( 0.0 )
内訳	普通会計	11	2	9	450.0
公財	営業企事業会計等分	4	5	△ 1	△ 20.0
資金区分	地方公团体金融機関資金 (國の予算等貸付金)	11	6	5	83.3
		4	1	3	300.0
		1	( 1 )	( 0 )	( 0.0 )

その他同意等の見込まれる項目

1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであつて外書である。

監視の告示は、公布の日から施行する。

## ○財務省告示第十号

支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十一項第四号に規定する外國貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、令和八年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一項第二項第四号に規定する外國貨幣換算率を定める等の件(令和七年一月財務省告示第二号)は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣 片山わいわ

六 シンガポール通貨 一シンガポール・ドルに  
つも本邦通貨一四円

七 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦通

貨一七七円

八 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネ  
につき本邦通貨一五円

九 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨四四

九円

十 中華人民共和国(香港特別行政区)通貨 一  
香港・ドルにつき本邦通貨一九円十一 ハンマーク通貨 一ハンマーク・クローネ  
につき本邦通貨二二円十二 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネ  
につき本邦通貨一四円十三 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通  
貨一七一円十四 アラブ首長国連邦通貨 一ティルハムにつ  
き本邦通貨四一円

十五 チェコ通貨 一〇〇コルナにつき本邦通貨

六六九円

十六 ニュージーランド通貨 一一ヨーニー

ズ・ドルにつき本邦通貨八七円

十七 サウジアラビア通貨 一リヤールにつき本  
邦通貨四〇円

十八 インド通貨 一〇〇ルピーにつき本邦通貨

一七三円

○財務省告示第十一号

出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十四条及び第十六条に規定する外國貨幣換算率を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外國貨幣換算率を定める等の件(令和七年一月財務省告示第二号)は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣 片山さつき

四 ブラジル通貨 一ペアルにつき本邦通貨一六

五 ワルグアイ通貨 一〇〇ワルグアイ・ペソに  
つき本邦通貨一五七円六 インド通貨 一〇〇イハム・ルピーにつき本  
邦通貨一七三円七 パキスタン通貨 一〇〇パキスタン・ルピー  
につき本邦通貨五三円

八 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨四四

九円

九 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨  
一〇七円十 インドネシア通貨 一〇〇ルピアにつ  
き本邦通貨六三円

十一 ベル一通貨 一ソルにつき本邦通貨四一円

十二 インドネシア通貨 一〇〇ルピアにつ  
き本邦通貨九一円

十三 ベルギー通貨 一ノルにつき本邦通貨四一円

十四 英国通貨 一スター・リング・ポンドにつ  
き本邦通貨一九五円十五 中華人民共和国通貨 一元につき本邦通貨  
二二円十六 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦  
通貨一七七円十七 スリランカ通貨 一〇〇スリランカ・ル  
ピーにつき本邦通貨五〇円十八 アルゼンチン通貨 一〇〇アルゼンチン・  
ペソにつき本邦通貨一三円十九 大韓民国通貨 一〇〇ウォンにつき本邦通  
貨一一円二十 フィリピン通貨 一〇〇フィリピン・ペソ  
につき本邦通貨二六〇円二十一 オーストラリア通貨 一オーストラリ  
ア・ドルにつき本邦通貨九六円二十二 トルコ通貨 一〇〇トルコ・リラにつき  
本邦通貨三八九円二十三 ニミニア共和国通貨 一〇〇ニミニア・  
ペソにつき本邦通貨二四三円二十四 チリ通貨 一〇〇チリ・ペソにつき本邦  
通貨一六円

二十五 ニュージーランド通貨 一一ヨーニー

ズ・ドルにつき本邦通貨八七円

六 シンガポール通貨 一シンガポール・ドルに  
つも本邦通貨一四円

七 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦通

八 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネ  
につき本邦通貨一五円

九 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨四四

九円

十 中華人民共和国(香港特別行政区)通貨 一  
香港・ドルにつき本邦通貨一九円十一 ハンマーク通貨 一ハンマーク・クローネ  
につき本邦通貨二二円十二 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネ  
につき本邦通貨一四円十三 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通  
貨一七一円十四 アラブ首長国連邦通貨 一ティルハムにつ  
き本邦通貨四一円

十五 チェコ通貨 一〇〇コルナにつき本邦通貨

六六九円

十六 ニュージーランド通貨 一一ヨーニー

ズ・ドルにつき本邦通貨八七円

十七 サウジアラビア通貨 一リヤールにつき本  
邦通貨四〇円

十八 インド通貨 一〇〇ルピーにつき本邦通貨

一七三円

○財務省告示第十一号

出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十四条及び第十六条に規定する外國貨幣換算率を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外國貨幣換算率を定める等の件(令和七年一月財務省告示第二号)は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣 片山さつき

一 アメリカ合衆国通貨 一ユーロにつき本邦通貨

一四九円

二 英国通貨 一スター・リング・ポンドにつき本  
邦通貨一九五円三 欧州経済通貨統合参加国通貨 一ユーロにつき  
本邦通貨一六六円四 オーストラリア通貨 一オーストラリア・ド  
ルにつき本邦通貨九六円

五 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨

一〇七円

二十六 ラオス通貨 一〇、〇〇〇キップにつき	四十九 コンゴ民主共和国通貨 一、〇〇〇コンゴ・フランにつき本邦通貨五三円	七十二 クウェート通貨 一クウェート・ディナールにつき本邦通貨四八五円
本邦通貨六九円	五〇 イスラエル通貨 一シェケルにつき本邦通貨四二円	九十六 バーレーン通貨 一バーレーン・ディナールにつき本邦通貨三五六円
二十七 エジプト通貨 一〇〇エジプト・ポンド	五一 グアテマラ通貨 一ケツツアルにつき本邦通貨一九円	九十七 カメルーン通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨三五六円
につき本邦通貨三〇〇円	五二 ニカラグア通貨 一〇〇コルドバにつき本邦通貨四一円	九十八 カンボジア通貨 一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨三七円
二十八 セルビア通貨 一〇〇セルビア・ディナールにつき本邦通貨一四二円	五三 ハイチ通貨 一〇〇ブルにつき本邦通貨二二円	九十九 ウクライナ通貨 一〇〇フリヴィニヤにつき本邦通貨二九円
二十九 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円	五四 モロッコ通貨 一デイラムにつき本邦通貨一九円	七〇 チュニジア通貨 一、〇〇〇タンザニア通貨につき本邦通貨三三円
三十二 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	五五 ハイチ通貨 一〇〇ブルにつき本邦通貨一四円	七一 タンザニア通貨 一、〇〇〇タンザニア通貨につき本邦通貨三三円
一香港・ドルにつき本邦通貨一九円	五六 エクアドル通貨 一ドルにつき本邦通貨一四九円	七二 マダガスカル通貨 一、〇〇〇アリアリ・シリングにつき本邦通貨五八円
三十三 マレーシア通貨 一リンギにつき本邦通貨三四円	五七 パラグアイ通貨 一、〇〇〇ガラニにつき本邦通貨一四九円	七三 ザンビア通貨 一〇〇クワチャにつき本邦通貨五七〇円
三十四 キューバ通貨 一〇〇キューバ・ペソにつき本邦通貨六二七円	五八 サウジアラビア通貨 一リヤールにつき本邦通貨四〇円	七四 コートジボワール通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二五円
三十五 コスタリカ通貨 一〇〇コスタリカ・コロナにつき本邦通貨二九円	五九 ヨルダン通貨 一ヨルダン・ディナール	七五 ルーマニア通貨 一レイにつき本邦通貨一六円
三十六 パナマ通貨 一バルボアにつき本邦通貨一四九円	六〇 スーダン通貨 一、〇〇〇スー丹・ボン	七六 シンガポール通貨 一シンガポール・ドルにつき本邦通貨一九円
三十七 ベネズエラ通貨 一〇〇ボリバル・ソベランにつき本邦通貨五一円	六一 バチカン通貨 一ユーロにつき本邦通貨一六六円	七七 タンザニア通貨 一、〇〇〇タンザニア通貨につき本邦通貨一六円
三十八 ボリビア通貨 一ボリヴィアーノにつき本邦通貨二二円	六二 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一七二円	七八 マダガスカル通貨 一、〇〇〇アリアリ・シリングにつき本邦通貨五八円
三十九 イラン通貨 一〇〇、〇〇〇リアルにつき本邦通貨二二円	六三 ネパール通貨 一〇〇ネパール・ルピー	七九 ザンビア通貨 一〇〇クワチャにつき本邦通貨五八円
四十 ナイジェリア通貨 一、〇〇〇ナイラにつき本邦通貨九六円	六四 ポーランド通貨 一ズロティにつき本邦通貨三九円	八〇 ガボン通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二五円
四十一 ケニア通貨 一〇〇ケニア・シリングにつき本邦通貨五七七円	六五 チェコ通貨 一〇〇コルナにつき本邦通貨六九円	八一 バングラデシユ通貨 一〇〇タカにつき本邦通貨二二三円
四十二 ホンジュラス通貨 一〇〇レンピラにつき本邦通貨五七七円	六六 アイスランド通貨 一〇〇アイスラン	八二 モンゴル通貨 一、〇〇〇トウグリクにつき本邦通貨二二三円
四十三 エルサルバドル通貨 一エルサルバドル・コロナにつき本邦通貨一七円	六七 ド・クローネにつき本邦通貨一五円	八三 ベトナム通貨 一〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨五八円
四十四 コロンビア通貨 一〇〇コロンビア・ペソにつき本邦通貨三六円	六八 リビア通貨 一リビア・ディナールにつき本邦通貨一七二円	八四 アラブ首長国連邦通貨 一デイルハムにつき本邦通貨四一円
四十五 アフガニスタン通貨 一〇〇アフガニ	六九 ギニア通貨 一、〇〇〇ギニア・フラン	八五 カタール通貨 一カタール・リヤールにつき本邦通貨四一円
四十六 イラク通貨 一〇〇イラク・ディナールにつき本邦通貨一円	七〇 ギニア通貨 一〇〇ギニア・フラン	八六 バブアニューギニア通貨 一キナにつき本邦通貨三六円
四十七 シリア通貨 一、〇〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨二二円	七一 ハンガリー通貨 一〇〇フォリントにつき本邦通貨一七円	八七 トリニダード・トバゴ通貨 一トリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨二三円
四十八 レバノン通貨 一〇、〇〇〇レバノン・ボンドにつき本邦通貨一七円	七二 ハンガリー通貨 一〇〇ハンガリー通貨	八八 ジャマイカ通貨 一〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨六九六円
七十一 セネガル通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二五円	七三 ハンガリー通貨	八九 ギニア通貨 一、〇〇〇ギニア・フラン
九十三 オマーン通貨 一オマーン・リアルにつき本邦通貨三八八円	七四 ハンガリー通貨	九〇 イエメン通貨 一〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨二八円
九十四 ソロモン通貨 一ソロモン・ドルにつき本邦通貨二八円	七五 ハンガリー通貨	九一 ウガンダ通貨 一、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨一七円
本邦通貨二五円	七六 ハンガリー通貨	九二 フィジー通貨 一フィジー・ドルにつき本邦通貨六五円
本邦通貨二五円	七七 ハンガリー通貨	九三 オマーン通貨 一オマーン・リアルにつき本邦通貨二五円
本邦通貨二五円	七八 ハンガリー通貨	九四 ソロモン通貨 一ソロモン・ドルにつき本邦通貨二五円

九十五 ブルネイ通貨 一ブルネイ・ドルにつき本邦通貨一四円
九十六 バーレーン通貨 一バーレーン・ディナールにつき本邦通貨三九六円
九十七 カメルーン通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨三九六円
九十八 カンボジア通貨 一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨八六円
九十九 マラウイ通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨八六円
百一〇 マラウイ通貨 一、〇〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨八六円
百一十一 マラウイ通貨 一〇〇クワンザにつき本邦通貨一円
百一十二 マラウイ通貨 一トルクメニスタン通貨
百一十三 マラウイ通貨 一トルクメニスタン・ナットにつき本邦通貨四三円
百一十四 マラウイ通貨 一プラにつき本邦通貨一円
百一十五 マラウイ通貨 一、〇〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨八六円
百一十六 マラウイ通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二五円
百一十七 トンガ通貨 一パ・アンガにつき本邦通貨二五円

百十八 ジヨーディア通貨 一ラリにつき本邦通貨  
五四円  
百十九 ブルギナファソ通貨 一〇〇CFAフランにつ  
き本邦通貨二五円  
百二十 モーリタニア通貨 一〇〇ウギアにつき  
本邦通貨三七八円  
百二十一 ベナン通貨 一〇〇CFAフランにつ  
き本邦通貨二五円  
百二十二 ルワンダ通貨 一〇〇ルワンダ・フラン  
につき本邦通貨一〇円  
百二十三 ジブチ通貨 一〇〇ジブチ・フランにつ  
き本邦通貨八四円  
百二十四 南スチーダン通貨 一、〇〇〇南スチーダ  
ン・ポンドにつき本邦通貨三四円  
百二十五 サモア通貨 一サモア・タラにつき本  
邦通貨五三円  
百二十六 アルメニア通貨 一〇〇ドラムにつき  
本邦通貨三八円  
百二十七 ナミビア通貨 一〇〇ナミビア・ドル  
につき本邦通貨八二五円  
百二十八 モルディブ通貨 一〇〇ルフィヤにつ  
き本邦通貨九八〇円

その他の告示

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年一月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策、「日本と日本人の底力で不安を希望に変える」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であつて、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る）を水源として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）から支給される給付

總務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。



○農林水産省告示第117号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和八年一月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宮崎県児湯郡西米良村（国有林。次の図に示す部分に限る。）西米良村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養（かんよう）

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、次のとおりとする。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第119号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びまさば太平洋系群、まさば及び）まさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月九日  
農林水産大臣 鈴木 憲和  
次の方に、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めることとする。改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めることとする。

（三）立木の伐採の方法  
1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
（次の図及び「次のとおり」は、省略し、やう。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第118号  
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月九日  
農林水産大臣 鈴木 憲和  
表全国開拓農業協同組合組合連合会南九州販売事業所の項に次のように加える。  
令和八年一月九日  
農林水産大臣 鈴木 憲和  
鹿児島県伊佐市大口  
合連合会伊佐食肉事業所  
番地一

和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 （略）  
第二 まさば及びまさば対馬暖流系群  
一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
225,500トン  
二・三 （略）  
第三～第十一 （略）  
第一 （略）  
第二 まさば及びまさば対馬暖流系群  
一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
208,700トン  
二・三 （略）  
第三～第十一 （略）

## ○北陸地方整備局告示第1号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月九日  
北陸地方整備局長 高松 諭

一 施行者の名称 石川県  
二 都市計画事業の種類及び名称 七尾都市計画公園事業九・六・一号能登歴史公園  
三 事業施行期間 自平成三年三月六日至令和十一年三月三十一日

四 事業地  
一 収用の部分 変更なし  
二 使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第一号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日  
近畿地方整備局長 齋藤 博之

八 路線名 供用開始の区間  
栗東市出庭字上蟬ヶ町五四二番から同市大橋四丁目二三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日 令和八年一月九日  
近畿地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日  
路線名 供用開始の区間  
広島市中区基町五番一地内

供用開始の期日 令和八年一月九日  
中国地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日  
路線名 供用開始の区間  
中国地方整備局長 杉中 洋一

五百四号及び  
百九十一号

供用開始の期日 令和八年一月九日  
中国地方整備局告示第一号

まさば及びまさば太平洋系群、まさば及びまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に係る令和7管理年度（令

まさば及びまさば太平洋系群、まさば及びまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に係る令和7管理年度（令

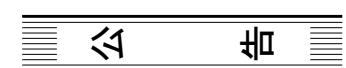
供用開始の期日 令和八年一月九日  
島国道事務所



- 4 出願手続等
- (1) 電子出願の場合
- ア 出願期間 令和8年3月9日（月）から同年4月2日（木）まで
- イ 出願申請 受験を希望する者は、指定された方法により、出願申請を行った上、受験手数料として31,000円を納付すること。
- また、受験特別措置を希望する者は、指定された方法により、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出すること。
- ウ 詳細は、法務省ホームページ等（5(2)記載のとおり。）を確認すること。
- (2) 郵送出願の場合
- ア 出願期間 令和8年3月19日（木）から同年4月2日（木）まで
- なお、令和8年4月2日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。
- イ 受験願書の交付 受験願書は、交付を希望する者に対して、令和8年3月9日（月）から郵送で交付する。
- 交付を希望する者は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号に270円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）宛て請求すること。
- ウ 受験願書の提出 提出方法は、書留郵便によるものとする。
- 受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45mm、横35mmのもの。）、受験手数料として32,000円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所に貼り、出願期間内に司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）宛て提出すること。
- また、受験特別措置を希望する者は、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。
- エ 詳細は、法務省ホームページ等（5(2)記載のとおり。）を確認すること。
- 5 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話03(3580)4111(代)）に行うこと。

- (2) 詳細については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）及び別途作成される受験案内等を参照のこと。
- (3) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。
- 令和8年司法試験予備試験の施行**
- 司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、令和8年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。
- 令和8年1月9日
- 司法試験委員会委員長 神作 裕之
- 1 短答式試験
- (1) 期日及び科目 令和8年7月19日（日） 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目
- (2) 試験地 札幌市又はその周辺 仙台市又はその周辺 東京都又はその周辺 名古屋市又はその周辺 大阪府又はその周辺 広島市又はその周辺 福岡市又はその周辺
- 2 論文式試験
- (1) 受験資格 短答式試験に合格した者
- (2) 期日及び科目 令和8年9月12日（土） 憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、選択科目 令和8年9月13日（日） 法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、商法、民事訴訟法
- (3) 試験地 原則47都道府県
- 3 口述試験
- (1) 受験資格 論文式試験に合格した者
- (2) 期日及び科目 令和9年1月23日（土）及び同年1月24日（日）法律実務基礎科目（民事・刑事）
- (3) 試験地 東京都又はその周辺
- 4 出願手続等
- (1) 電子出願の場合
- ア 出願期間 令和8年2月16日（月）から同年3月13日（金）まで
- イ 出願申請 受験を希望する者は、指定された方法により、出願申請を行った上、受験手数料として20,000円を納付すること。
- また、受験特別措置を希望する者は、指定された方法により、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書（短答式試験用、論文式試験用及び口述試験用各1通）及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出すること。
- ウ 詳細は、法務省ホームページ等（5(2)記載のとおり。）を確認すること。

- (2) 郵送出願の場合
- ア 出願期間 令和8年3月2日（月）から同年3月13日（金）まで
- なお、令和8年3月13日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
- イ 受験願書の交付 受験願書は、交付を希望する者に対して、令和8年2月16日（月）から郵送で交付する。
- 交付を希望する者は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号に180円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）宛て請求すること。
- ウ 受験願書の提出 提出方法は、書留郵便によるものとする。
- 受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45mm、横35mmのもの。）、受験手数料として21,000円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票の写し（出願前6月以内に交付された、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。受験者IDを受験願書に記載する者は住民票の写しの提出は不要。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）宛て提出すること。
- また、受験特別措置を希望する者は、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書（短答式試験用、論文式試験用及び口述試験用各1通）及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。
- エ 詳細は、法務省ホームページ（5(2)記載のとおり。）を確認すること。
- 5 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話03(3580)4111(代)）に行うこと。
- (2) 詳細については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）及び別途作成される受験案内等を参照のこと。
- (3) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。



## 諸事項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年12月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 破産者 株式会社トラストワン 森 雄太 破産管財人 弁護士 高橋 俊樹 福島県南相馬市原町区日の出町216-1 国土交通大臣許可（般-03）第24261号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装工事上工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年12月9日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

### 建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

国土交通大臣 金子 恒之

- 1 処分をした年月日 令和7年12月15日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 堀口 雅史 一級建築士 第273556号

3 処分の内容 令和8年6月1日から業務停止  
9月  
4 処分の原因となった事実 埼玉県内の建築物  
(2物件。以下「本件建築物」という。)について、グローリー一級建築士事務所(埼玉県知事登録(2)第10658号)の業務に關し、虚偽の確認済証及び検査済証を作成し、その写しを建築主に渡した。

また、本件建築物について、工事監理者として、それぞれ確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、無確認で工事が行われることを容認した。

さらに、建築士法第10条の2第1項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかった。

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

国土交通大臣 金子 恭之

1 処分をした年月日 令和7年12月15日  
2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 永井 佳久 一級建築士 第236029号

3 処分の内容 令和8年6月1日から業務停止  
2月

4 処分の原因となった事実 愛知県内の建築物  
(2物件。以下「本件建築物」という。)について、株式会社ランドアーキ永井建築設計所(愛知県知事登録(い-4)第12610号)の業務に關し、本件建築物のうち1物件について、虚偽の確認済証を作成し、その写しを工事施工者に渡した。

また、本件建築物について、確認申請の代理人及び工事監理者(その他の工事監理者)として、それぞれ確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、無確認で工事が行われることを容認した。

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

国土交通大臣 金子 恭之

1 処分をした年月日 令和7年12月15日  
2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 河津 琢 一級建築士 第360415号  
3 処分の内容 令和8年6月1日から業務停止  
14日  
4 処分の原因となった事実 東京都内の建築物について、高松建設株式会社東京本店一級建築士事務所(東京都知事登録第54842号)の業務に關し、虚偽の確認済証を作成し、その写しを銀行に渡した。

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出でください。

#### 令和7年(家)第7090号

福島市八島町5番43号  
申立人 八島町コ一ボ管理組合  
本籍福島県会津若松市飯寺南4丁目690番地、最後の住所福島市八島町5番43号八島町コ一ボ405、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和6年11月1日頃から10日頃までの間、出生の場所福島県会津若松市、出生年月日昭和37年11月29日、職業不明  
被相続人 亡 島影三喜男  
福島市北五老内町1番3号福島法曹ビル307号森谷吉博法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 森谷 吉博  
催告期間満了日 令和8年7月24日  
福島家庭裁判所

#### 令和7年(家)第108号

三重県津市桜橋3丁目399番地  
申立人 三重県信用保証協会  
本籍三重県尾鷲市中村町6番、最後の住所三重県松阪市大黒田町1860番地5、死亡の場所三重県尾鷲市、死亡年月日平成30年11月22日、出生の場所三重県尾鷲市、出生年月日昭和37年5月1日、職業自営業  
被相続人 亡 山口 純史  
三重県桑名市寿町3丁目11番太平洋桑名ビル6階 伊勢湾総合法律事務所  
相続財産清算人 松井 太一  
催告期間満了日 令和8年7月24日

津家庭裁判所松阪支部

#### 令和7年(家)第50号

新潟県佐渡市春日169番地3

申立人 大橋 幸喜

本籍新潟県佐渡市加茂歌代1117番地、最後の住所新潟県佐渡市徳和6207番地2スマイル赤泊、死亡の場所新潟県佐渡市、死亡年月日令和7年7月17日、出生の場所新潟県佐渡郡加茂村、出生年月日昭和14年6月6日、職業無職

被相続人 亡 高江 長二

事務所新潟県佐渡市河原田諏訪町80番地4新潟交通佐和田ビル4階 佐渡かんどう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 傳田真梨絵

催告期間満了日 令和8年7月24日

新潟家庭裁判所佐渡支部

#### 令和7年(家)第72496号

東京都港区六本木6丁目1番21号

申立人 SMBC信用保証株式会社

本籍東京都品川区旗の台2丁目970番地、最後の住所東京都品川区旗の台2丁目7番3号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和6年5月10日、出生の場所山梨県東山梨郡三富村、出生年月日昭和12年3月18日、職業不詳

被相続人 亡 窪田 嶽美

事務所東京都新宿区四谷三栄町3番7号森山ビル東館3階 永野・山下・平本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山下 敏雅

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

#### 令和7年(家)第7282号

石川県羽咋市滝町739番地2

申立人 竹津 篤義

本籍長崎県長崎市下西山町15番地、最後の住所福岡県福岡市南区柏原1丁目28番3号、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日推定令和7年3月30日、出生の場所石川県羽咋郡一ノ宮村、出生年月日昭和25年6月7日、職業不明

被相続人 亡 本村 重信

事務所福岡県福岡市中央区警固2丁目18番7号ふじたビル301号

相続財産清算人 弁護士 石井 謙一

催告期間満了日 令和8年7月31日

福岡家庭裁判所

#### 令和7年(家)第6057号

静岡県伊東市岡字片倉1448-38

申立人 管理組合法人伊東ヴィラ山の上

本籍東京都台東区根岸3丁目55番地、最後の住所静岡県伊東市猪戸1丁目8番8号やすらぎの郷伊東本館、死亡の場所静岡県伊東市、死亡年月日令和7年8月8日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和25年2月17日、職業無職

被相続人 亡 高橋 礼子

静岡県駿東郡長泉町下土狩20番地の3 山光ビルA棟302-2 さなだ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 真田 貴幸

催告期間満了日 令和8年8月3日

静岡家庭裁判所熱海出張所

#### 令和7年(家)第20236号

浜松市中央区西都台町3番26号ファーストパレス201

申立人 矢島 真一

本籍静岡県島田市落合102番地、最後の住所浜松市浜名区宮口3152番地介護老人保健施設あらたま、死亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令和7年1月13日、出生の場所静岡県志太郡大津村、出生年月日昭和25年6月26日、職業無職

被相続人 亡 横山 秀雄

浜松市中央区中央1丁目6番22号S Lビル2階リラ综合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉田 智樹

催告期間満了日 令和8年8月5日

静岡家庭裁判所浜松支部

#### 令和7年(家)第30298号

東京都江東区東砂2-6-4-502

申立人 足立 憲一

本籍千葉県鎌ヶ谷市中沢1166番地1、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市道野辺中央3丁目2番76-301号、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日令和7年4月3日、出生の場所茨城県猿島郡逆井山村、出生年月日昭和22年6月10日、職業解体業

被相続人 亡 足立 春男

事務所千葉県柏市1-5-10 水戸屋宅番館ビル4階 よつば综合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大友 竜亮

催告期間満了日 令和8年8月9日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30145号  
福島県いわき市小名浜下神白字塚田26番地の1  
申立人 有限会社農林土木栄伸  
本籍千葉県船橋市本町5丁目17番、最後の住所千葉県八街市八街1-385番地65、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和3年9月19日、出生の場所福島県内郷市、出生年月日昭和40年3月6日、職業不明  
被相続人 亡 谷平 太  
事務所千葉市中央区中央3丁目18番3号千葉中央ビル4階 法律事務所シリウス  
相続財産清算人 弁護士 菅野 亮  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
千葉家庭裁判所佐倉支部  
令和7年(家)第30154号  
静岡県下田市立野171番地  
申立人 松木 常子  
本籍東京都足立区千住橋戸町40番地、最後の住所千葉県成田市公津の杜2丁目11番地2  
ヴェルドゥーラ305、死亡の場所千葉県富里市、死亡年月日令和6年11月17日、出生の場所静岡県賀茂郡下田町、出生年月日昭和43年3月5日、職業不詳  
被相続人 亡 川瀬 一夫  
事務所千葉市中央区新田町4番22号サンライト602号法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 末吉 永久  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
千葉家庭裁判所佐倉支部  
令和7年(家)第81481号  
大阪府豊中市柴原町3丁目3番28号  
申立人 奥野 清民  
本籍大阪府豊中市千里園3丁目40番地、最後の住所大阪府豊中市千里園3丁目2番15号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日令和5年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府北河内郡三郷町、出生年月日昭和19年8月14日、職業不明  
被相続人 亡 今里豊美  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1あべのペルタ2階206号  
相続財産清算人 弁護士 角谷洋一郎  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
大阪家庭裁判所  
令和7年(家)第81484号  
大阪市都島区東野田町2丁目3番21号  
申立人 都島住宅株式会社

本籍大阪府大阪市都島区都島中通2丁目33番地、最後の住所大阪市大正区鶴町2丁目20番34-508号、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日令和5年11月28日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和16年10月4日、職業不明  
被相続人 亡 楠 亮輔  
大阪市北区西天満2丁目3番6号大阪法曹ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 高見 晋祐  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
大阪家庭裁判所  
令和7年(家)第81497号  
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
申立人 株式会社三菱UFJ銀行  
本籍北海道函館市若松町36番地、最後の住所大阪市都島区大東町3丁目10番13-702号、死亡の場所大阪府大阪市都島区、死亡年月日令和6年8月30日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和24年5月11日、職業不明  
被相続人 亡 大友 邦久  
大阪市北区西天満3丁目13-18 島根ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 西村 美紀  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
大阪家庭裁判所  
令和7年(家)第81520号  
大阪府大阪市北区西天満3丁目4番6号 西天満コートビル2階  
申立人 加納 一生  
本籍大阪府守口市佐太西町1丁目36番地6、最後の住所大阪府守口市佐太西町1丁目6番1号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日令和7年9月8日、出生の場所大阪府大阪市都島区、出生年月日昭和30年9月7日、職業不詳  
被相続人 亡 池口 真一  
大阪市北区西天満2丁目3番6号大阪法曹ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 高見 晋祐  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
大阪家庭裁判所  
令和7年(家)第81537号  
滋賀県草津市西大路町1番1号  
申立人 AG債権回収株式会社  
本籍大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番、最後の住所大阪市浪速区桜川4丁目6番14号、死亡の場所大阪市西区、死亡年月日平成20年8月14日、出生の場所徳島県三好郡三庄村、出生年月日昭和13年12月16日、職業会社員  
被相続人 亡 古屋 安代

大阪市北区南森町1-3-27 南森町丸井ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 石塙 太一  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
大阪家庭裁判所  
令和7年(家)第40823号  
横浜市磯子区上中里町659  
申立人 土部 富夫  
本籍神奈川県横浜市磯子区上中里町727番地、最後の住所横浜市西区浜松町11番21-203号、死亡の場所神奈川県横浜市西区、死亡年月日令和7年5月21日、出生の場所神奈川県横浜市西区、出生年月日昭和24年6月14日、職業不明  
被相続人 亡 印達久美子  
事務所神奈川県横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル1108  
相続財産清算人 弁護士 佐藤 瞳巳  
催告期間満了日 令和8年8月13日  
横浜家庭裁判所  
令和7年(家)第324号  
香川県高松市仏生山町甲525番地1  
申立人 王尾 哲夫  
本籍香川県高松市香川町浅野2193番地5、最後の住所香川県高松市香川町浅野2193番地5、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年8月15日、出生の場所香川県綾歌郡松山村、出生年月日昭和30年7月12日、職業無職  
被相続人 亡 猪熊 正樹  
香川県高松市内町1-30F Tビル2階 有友総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 有友 理裕  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
高松家庭裁判所  
令和7年(家)第347号  
大阪府大阪市北区天神橋3丁目3番3号  
申立人 株式会社プロプレーン  
本籍香川県綾歌郡綾川町畠田690番地3、最後の住所香川県高松市伏石町973番地、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和5年8月19日、出生の場所香川県綾歌郡綾南町、出生年月日昭和23年8月19日、職業不明  
被相続人 亡 谷本 貞樹  
香川県高松市鍛冶屋町7-4 リモージュ京都804 森綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 森 浩之輔  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
高松家庭裁判所

## 令和7年(家)第378号

東京都新宿区水道町3番1号  
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構  
本籍香川県高松市出作町466番地、最後の住所香川県高松市出作町410番地1、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和6年5月15日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和35年6月2日、職業不明  
被相続人 亡 山本 浩二  
香川県高松市兵庫町11-6 カーニーブレイス402 みづき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 国領 章博  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
高松家庭裁判所

## 令和7年(家)第30385号

東京都新宿区水道町3番1号  
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構  
本籍千葉県千葉市緑区おゆみ野3丁目14番地7、最後の住所千葉市緑区おゆみ野3丁目14番地7ネオスステージおゆみ野奄番館605号、死亡の場所長野県佐久市、死亡年月日令和7年3月2日、出生の場所長野県北佐久郡軽井沢町、出生年月日昭和35年9月14日、職業不明  
被相続人 亡 一場 夕美  
事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉9階みどり総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤岡 園子  
催告期間満了日 令和8年7月16日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第40863号

神奈川県綾瀬市深谷上6-5-35  
申立人 綱嶋 克巳  
本籍神奈川県綾瀬市大上3丁目493番地4、最後の住所神奈川県綾瀬市深谷上6丁目4番12号、死亡の場所神奈川県海老名市、死亡年月日令和5年9月24日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和29年2月26日、職業不明  
被相続人 亡 小幡 明  
事務所横浜市中区本町2-22京阪横浜ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 武藤 一久  
催告期間満了日 令和8年7月16日  
横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第1172号

高知市薊野東町8-41  
申立人 島村 喬之  
本籍高知市種崎78番地、最後の住所高知市薊野東町8番42号、死亡の場所高知市、死亡年月日令和7年6月18日、出生の場所高知市吾川郡伊野町、出生年月日大正10年1月28日、職業無職  
被相続人 亡 島村 武子  
高知市はりまや町3丁目1-18 こうち橋ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 小野塙直毅  
催告期間満了日 令和8年7月17日  
高知家庭裁判所

## 令和7年(家)第80417号

埼玉県川口市中青木3丁目9番2号  
申立人 青木町ハイツ管理組合  
本籍埼玉県川口市中青木3丁目9番、最後の住所埼玉県川口市中青木3丁目9番1-213号青木町ハイツ1号棟、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日推定令和5年4月8日、出生の場所富山県冰見市、出生年月日昭和40年11月12日、職業不明  
被相続人 亡 森 亮彦  
事務所埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-1-2津田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 津田 哲哉  
催告期間満了日 令和8年7月21日  
さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第711号

富山県下新川郡朝日町殿町1495番地  
申立人 鹿熊 正一  
本籍富山県下新川郡朝日町殿町445番地、最後の住所富山県下新川郡朝日町殿町445番地、死亡の場所富山県下新川郡朝日町、死亡年月日令和6年4月24日、出生の場所富山県下新川郡朝日町、出生年月日昭和33年1月3日、職業会社員  
被相続人 亡 鹿熊 裕二  
富山県魚津市下村木町3990-3  
相続財産清算人 弁護士 美谷 拓也  
催告期間満了日 令和8年7月21日  
富山家庭裁判所魚津支部

## 令和7年(家)第738号

富山市総曲輪2丁目1番3号  
申立人 富山県信用保証協会  
本籍富山県魚津市上村木56番地2、最後の住所富山県魚津市青柳182番地1、死亡の場所富山県黒部市、死亡年月日令和6年9月20日、出生の場所富山県下新川郡天神村、出生年月日昭和24年6月21日、職業会社役員  
被相続人 亡 山田 邦光  
富山市西田地方町3丁目6番30号 富山みらい法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鍋谷 博志  
催告期間満了日 令和8年7月21日  
富山家庭裁判所魚津支部

## 令和7年(家)第3029号

福岡県筑後市大字羽犬塚121番地2  
申立人 下川慎一郎  
本籍福岡県久留米市藤山町1857番地5、最後の住所福岡県八女市鶴池414番地特別養護老人ホーム第二光陽の郷、死亡の場所福岡県八女市、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所福岡県八女市、出生年月日昭和9年5月9日、職業無職  
被相続人 亡 田中ミヨ子  
事務所福岡県久留米市東町42番地21久留米ビジネススクエア7階みづほ法律事務所久留米オフィス  
相続財産清算人 弁護士 田中 文  
催告期間満了日 令和8年7月24日  
福岡家庭裁判所八女支部

## 令和7年(家)第17033号

沖縄県うるま市勝連南風原4662番地  
申立人 安良城恵子  
本籍沖縄県うるま市勝連平安名1808番地、最後の住所沖縄県具志川市字高江洲969番地の2、死亡の場所沖縄県具志川市、死亡年月日平成13年8月22日、出生の場所高雄州高雄市、出生年月日昭和18年10月8日、職業建設業  
被相続人 亡 塩川 東英  
沖縄県沖縄市松本3丁目1番3号久田ビル203号  
相続財産清算人 島田 考人  
催告期間満了日 令和8年7月24日  
那覇家庭裁判所沖縄支部

## 令和7年(家)第7002号

福島県会津若松市城東町8-14  
申立人 中村 祥平  
本籍福島県南会津郡下郷町大字豊成字倉246番地、最後の住所福島県南会津郡下郷町大字沢田字若林甲1572番地 特別養護老人ホーム下郷ホーム、死亡の場所福島県南会津郡下郷町、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所福島県南会津郡下郷町、出生年月日昭和8年3月23日、職業無職  
被相続人 亡 湯田 一美  
福島県会津若松市中央2丁目5番23号山口大輔法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山口 大輔  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
福島家庭裁判所田島出張所

## 令和7年(家)第72339号

東京都杉並区天沼2丁目6番6号  
申立人 佐藤 威  
本籍千葉県館山市藤原917番地、最後の住所東京都世田谷区上北沢5丁目12番11号第一ハイツモント102、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和4年3月31日、出生の場所千葉県館山市、出生年月日昭和24年5月7日、職業不明  
被相続人 亡 佐藤 基  
事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
相続財産清算人 弁護士 上村 哲史  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第72768号

東京都世田谷区上馬5-20-15-1205  
申立人 石崎千鶴子  
本籍東京都世田谷区上北沢4丁目34番、最後の住所東京都世田谷区上北沢4丁目34番12-604号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定令和7年7月8日、出生の場所アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市、出生年月日昭和40年5月17日、職業無職  
被相続人 亡 吉村 光春  
事務所東京都千代田区麹町3丁目3番8号麹町センタープレイス2階 鈴木総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 洋子  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第72870号

東京都江東区大島5-2-1  
申立人 宇田川英男  
本籍東京都江東区大島4丁目21番地、最後の住所東京都江東区大島5丁目2番3号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日推定令和7年6月11日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和24年2月15日、職業無職  
被相続人 亡 宇田川善久  
事務所東京都中央区銀座3丁目10番7号銀座京屋ビル6階緑川・北代法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 緑川 由香  
催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第2123号

新潟県燕市新堀2286  
申立人 沖野 強  
本籍新潟県燕市笛曲155番地2、最後の住所新潟県燕市笛曲11番10号、死亡の場所新潟県燕市、死亡年月日推定令和7年7月23日、出生の場所新潟県西蒲原郡分水町、出生年月日昭和38年6月22日、職業無職  
被相続人 亡 沖野 英雄  
事務所新潟県燕市井土巻2丁目188番地5  
弁護士法人北辰法律事務所県央事務所  
相続財産清算人 弁護士 斎藤 貴介  
催告期間満了日 令和8年8月9日

新潟家庭裁判所三条支部

## 令和7年（家）第30133号

千葉県佐倉市下根40番地3  
申立人 有限会社てんとうむ真  
本籍東京都台東区千束1丁目76番地、最後の住所千葉県白井市根1780番地の97、死亡の場所千葉県鎌ヶ谷市、死亡年月日平成30年9月8日、出生の場所神奈川県三浦市、出生年月日昭和10年12月15日、職業不明  
被相続人 亡 安藤タヅ子  
事務所千葉県船橋市本町2丁目1番34号 船橋スカイビル4階 船橋本町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 友松 千賀  
催告期間満了日 令和8年8月10日

千葉家庭裁判所佐倉支部

## 令和7年（家）第2116号

京都府京都市左京区一乗寺庵野町25番地2号  
申立人 阿部美和子  
本籍滋賀県大津市本宮2丁目155番地8、最後の住所滋賀県大津市山百合の丘1番2号  
伊香立の杜ケアホーム、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和7年8月30日、出生の場所大阪府枚方市、出生年月日昭和49年3月12日、職業無職  
被相続人 亡 阿部千恵子  
滋賀県大津市末広町7番1号 大津パークビル6階 吉原稔法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石田 達也  
催告期間満了日 令和8年8月10日

大津家庭裁判所

## 令和7年（家）第81377号

大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市長  
本籍大阪府吹田市南吹田5丁目18番地15、最後の住所大阪市都島区中野町2丁目9番7号、死亡の場所大阪府大阪市都島区、死亡年月日推定令和6年1月1日、出生の場所大阪府大阪市西淀川区、出生年月日昭和11年10月15日、職業不詳  
被相続人 亡 高橋 健一  
大阪市北区西天満4-4-18 梅ヶ枝中央ビル9階  
相続財産清算人 弁護士 神原 亜子  
催告期間満了日 令和8年8月10日

大阪家庭裁判所

## 令和7年（家）第40466号

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
申立人 株式会社三井住友銀行  
本籍神戸市中央区花隈町125番地、最後の住所神戸市北区星和台6丁目23番地の14、死亡の場所兵庫県神戸市灘区、死亡年月日令和6年11月7日、出生の場所兵庫県神戸市葺合区、出生年月日昭和16年7月22日、職業不明  
被相続人 亡 足立 吉晟  
神戸市中央区京町83番地三宮センチュリービル8階 弁護士法人神戸京橋法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 村田 吾郎  
催告期間満了日 令和8年7月24日

神戸家庭裁判所

## 令和7年（家）第72293号

東京都荒川区西尾久3丁目21番3号  
申立人 山一商事株式会社  
本籍東京都荒川区西尾久6丁目316番地、最後の住所東京都荒川区西尾久6丁目18番2号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和7年2月24日頃、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和41年9月9日、職業不明  
被相続人 亡 田中久美子  
事務所東京都品川区上大崎1丁目19番32号ハイツ目黒206 池田山総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 長尾 愛女  
催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第72566号

東京都文京区千駄木5丁目28番2号  
申立人 バルテンシュタイン永岡美穂子  
本籍東京都文京区本駒込5丁目5番地、最後の住所東京都文京区千駄木4丁目12番3-1-501号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和7年6月9日、出生の場所東京市王子区、出生年月日昭和9年11月12日、職業無職  
被相続人 亡 森 房江  
事務所東京都中央区築地2丁目3番4号メトロシティ築地新富町601号 はぜのき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 内藤 滋  
催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第72797号

東京都文京区本駒込6-3-19  
申立人 阿部 正巳  
本籍東京都荒川区町屋3丁目28番、最後の住所東京都荒川区町屋3丁目28番13号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和6年12月25日頃、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和41年2月22日、職業無職  
被相続人 亡 寺田 誠  
事務所東京都港区新橋2-20-15 新橋駅前ビル1号館5階 藤光・鈴木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 一夫  
催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第3099号

栃木県小山市曉2丁目10-1 サンパティークⅢ203号室  
申立人 栗原 徹  
本籍茨城県筑西市森添島1204番地1、最後の住所茨城県筑西市森添島1204番地1、死亡の場所栃木県真岡市、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所茨城県下館市、出生年月日昭和31年2月3日、職業無職  
被相続人 亡 栗原 稔  
事務所茨城県結城市結城13651オークビル3階干田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 干田 聰太  
催告期間満了日 令和8年7月13日

水戸家庭裁判所下妻支部

## 令和7年（家）第2189号

奈良県生駒市北新町15-41  
申立人 壁谷 喜継  
本籍愛知県蒲郡市形原町東根崎26番地、最後の住所愛知県蒲郡市形原町東根崎26番地、死亡の場所愛知県蒲郡市、死亡年月日平成29年9月19日、出生の場所愛知県宝飯郡西浦村、出生年月日昭和2年10月20日、職業不明  
被相続人 亡 山崎 松野  
事務所愛知県豊橋市前田中町11番地3 グランカーサEAST原法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 原 春加  
催告期間満了日 令和8年7月13日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

## 令和7年（家）第40843号

東京都品川区北品川2丁目8番3号  
申立人 特定非営利活動法人ライフサポート東京  
本籍神奈川県横浜市南区永田北1丁目182番地、最後の住所横浜市南区永田北1丁目4番7号、死亡の場所神奈川県横浜市南区、死亡年月日令和7年5月16日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和37年3月17日、職業無職  
被相続人 亡 加藤 雅弘  
事務所横浜市中区山下町207-2 閣内JSビル7階  
相続財産清算人 弁護士 堀口憲治郎  
催告期間満了日 令和8年7月16日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第40913号

静岡県島田市船木2233-8

申立人 青木 典光

本籍神奈川県横浜市泉区和泉町3135番地、最後の住所横浜市泉区和泉町3135番地、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日平成21年1月15日、出生の場所神奈川県鎌倉郡中和田村、出生年月日大正11年10月15日、職業不明

被相続人 亡 清水小一郎

事務所横浜市中区弁天通5-70損保ジャパン

横浜馬車道ビル3階

相続財産清算人 弁護士 市川 統子

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第874号

東京都千代田区神田錦町3丁目13番地

申立人 みずほ信用保証株式会社

本籍東京都練馬区桜台1丁目29番地、最後の住所埼玉県草加市氷川町941番地、死亡の場所千葉県流山市、死亡年月日令和6年4月12日、出生の場所東京都東京市板橋区、出生年月日昭和13年8月25日、職業無職

被相続人 亡 小林 敦美

事務所東京都豊島区東池袋1丁目25番8号タカセビル本館8階リーガルストラテジー法律事務所

相続財産清算人 弁護士 権田 典之

催告期間満了日 令和8年7月17日

さいたま家庭裁判所越谷支部

## 令和7年(家)第600号

埼玉県熊谷市小島62番地4

申立人 内田 秋男

本籍埼玉県熊谷市小島60番地1、最後の住所埼玉県熊谷市小島60番地1、死亡の場所埼玉県北本市、死亡年月日令和3年2月18日、出生の場所埼玉県熊谷市、出生年月日昭和8年6月11日、職業無職

被相続人 亡 内田とめ子

事務所埼玉県熊谷市仲町35番地 埼玉ひまわり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 道子

催告期間満了日 令和8年7月26日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

## 令和7年(家)第630号

埼玉県深谷市上柴町西2丁目10番地1 タウンホームジョージア102号室 一輪草法律事務所

申立人 國吉 真弘

本籍東京都杉並区梅里2丁目29番地、最後の住所埼玉県深谷市大谷241番地 むさし愛光園、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日令和7年8月4日、出生の場所東京都南葛飾郡龜戸町、出生年月日大正15年11月28日、職業無職

被相続人 亡 村田 きよ

埼玉県深谷市上柴町西2丁目10番地1 タウンホームジョージア102号室 一輪草法律事務所

相続財産清算人 國吉 真弘

催告期間満了日 令和8年7月24日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

## 令和7年(家)第5031号

福井県小浜市小浜香取3番地

申立人 河野 泰夫

本籍福井県小浜市小浜香取3番の3の甲、最後の住所不明、死亡の場所京都市北区、死亡年月日昭和46年7月29日、出生の場所不明、出生年月日明治17年7月9日、職業不明

被相続人 亡 藤田 スミ

事務所福井県小浜市大手町5番3号 森ビル2階 小浜ひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村上 いゆ

催告期間満了日 令和8年7月17日

福井家庭裁判所敦賀支部

## 令和7年(家)第5135号

岡山県倉敷市西中新田640番地

申立人 倉敷市

本籍岡山県倉敷市呼松3丁目211番地、最後の住所岡山県倉敷市呼松3丁目4番17号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和6年2月29日、出生の場所岡山県児島郡福田村、出生年月日昭和7年3月30日、職業不明

被相続人 亡 畑中 勇

岡山県倉敷市西阿知町107番地1 倉敷わかば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 新庄 将彦

催告期間満了日 令和8年7月17日

岡山家庭裁判所倉敷支部

## 令和7年(家)第70145号

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

申立人 西宮市

本籍大阪府大阪市阿倍野区文の里4丁目195番地、最後の住所兵庫県西宮市川添町14番18-106号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日推定令和7年1月29日、出生の場所大阪府大阪市阿倍野区、出生年月日昭和25年3月21日、職業無職

被相続人 亡 中西 和正

兵庫県尼崎市潮江1丁目20-1 アミング潮江イーストA2棟401西B

相続財産清算人 酒井健一郎

催告期間満了日 令和8年7月17日

神戸家庭裁判所尼崎支部

## 令和7年(家)第70247号

兵庫県西宮市甲子園口北町16番23号

申立人 櫻井 謙次

本籍兵庫県西宮市甲子園口3丁目77番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園口3丁目10番13号、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日令和7年1月18日、出生の場所京都府宇治郡山科町、出生年月日昭和5年2月13日、職業不明

被相続人 亡 上村 弘子

事務所兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS 5階 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 津久井 進

催告期間満了日 令和8年7月22日

神戸家庭裁判所尼崎支部

## 令和7年(家)第70254号

兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町7番7号

申立人 司法書士 廣野佳代子

本籍大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町86番地、最後の住所兵庫県芦屋市松浜町13番18号、死亡の場所兵庫県芦屋市、死亡年月日令和7年10月4日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和6年12月1日、職業無職

被相続人 亡 井上 禮子

事務所兵庫県西宮市羽衣町10番22号 S-F LAT 2階 安藤・梅田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 梅田 綾子

催告期間満了日 令和8年7月22日

神戸家庭裁判所尼崎支部

## 令和7年(家)第3508号

富山県中新川郡上市町上荒又260番地19

申立人 川崎由喜子

本籍富山県中新川郡上市町上荒又42番地、最後の住所富山県中新川郡上市町上荒又128番地、死亡の場所富山県魚津市、死亡年月日令和7年8月3日、出生の場所富山県中新川郡上市町、出生年月日昭和29年2月26日、職業無職

被相続人 亡 金盛 康博

富山市根塚町2丁目1-1 宮本ビル201号さかき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂木 寿和

催告期間満了日 令和8年7月21日

富山家庭裁判所

## 令和7年(家)第818号

愛知県額田郡幸田町大字横落字郷中35番地6

申立人 奥野 昌子

本籍愛知県額田郡幸田町大字横落字郷中35番地6、最後の住所愛知県西尾市吉良町富好新田四反地16番地G a r d e n S i t e 15-301号、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所北海道夕張市、出生年月日昭和32年12月4日、職業会社役員

被相続人 亡 奥野 尚之

愛知県岡崎市柱曙3丁目10番地1 ユタカビルA号おがわ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 貴弘

催告期間満了日 令和8年7月21日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

## 令和7年(家)第80472号

愛知県豊田市北曾木町柿内10番地6

申立人 中塚ムツエ

本籍埼玉県さいたま市西区大字宝来1654番地5、最後の住所埼玉県上尾市中妻1丁目5番地12、死亡の場所埼玉県上尾市、死亡年月日推定令和5年8月26日、出生の場所埼玉県大宫市、出生年月日昭和49年6月9日、職業不明

被相続人 亡 沖 恭司

事務所埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-40-1 P R Sビル3階C号室 一宮法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坪 篤志

催告期間満了日 令和8年7月22日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80487号  
東京都荒川区西日暮里1丁目32番10号  
申立人 久保井宏子  
本籍東京都千代田区麹町2丁目7番地3、最後の住所埼玉県和光市白子2丁目1番36号イルヴィアーレ天王坂サウス101、死亡の場所埼玉県和光市、死亡年月日令和7年3月1日頃から10日頃までの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和33年2月22日、職業不明  
被相続人 亡 斎藤 樹  
事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町2-10シンティ大宮ビル5階オレンジ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 辻本 恵太  
催告期間満了日 令和8年7月21日  
さいたま家庭裁判所  
令和7年(家)第1933号  
福井市堅達町5-38-2  
申立人 酒井 博幸  
申立人手続代理人弁護士 山口 宏  
本籍京都府京田辺市田辺棚倉5番地16、最後の住所中国台湾、死亡の場所中国台湾省台中市西屯区、死亡年月日令和7年2月19日、出生の場所長崎市、出生年月日昭和49年4月22日、職業自営業  
被相続人 亡 桑原 太朗  
事務所京都府京田辺市田辺脇41 I R O R I E 1階 弁護士法人みそら総合  
相続財産清算人 弁護士 細川 治  
催告期間満了日 令和8年7月23日  
京都家庭裁判所  
令和7年(家)第2201号  
大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル  
申立人 弁護士法人御堂筋法律事務所  
代表者代表社員 植村 公彦  
申立人手続代理人弁護士 小倉 純正  
本籍福島県会津若松市千石町137番地、最後の住所京都府長岡市天神3丁目2番17号、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年9月8日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和16年12月17日、職業無職  
被相続人 亡 伊藤 正美  
事務所大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階 弁護士法人御堂筋法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小倉 純正  
催告期間満了日 令和8年7月23日  
京都家庭裁判所

令和7年(家)第280号  
札幌市中央区北3条西6丁目  
申立人 北海道 代表者知事 鈴木 直道  
本籍北海道斜里郡清里町水元町5番地、最後の住所北海道斜里郡清里町水元町5番地、死亡の場所北海道網走市、死亡年月日平成26年12月5日、出生の場所北海道斜里郡上斜里村、出生年月日昭和3年8月20日、職業衣料品店経営  
被相続人 亡 多田 一信  
北海道網走市台町3丁目8番5号  
相続財産清算人 弁護士 河邊 雅浩  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
釧路家庭裁判所網走支部  
令和7年(家)第7214号  
川崎市多摩区生田8丁目13番1-404号ドミール生田  
申立人 大野 和彦  
本籍神奈川県川崎市幸区戸手本町2丁目387番地、最後の住所川崎市幸区戸手本町2丁目387番地、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和7年8月21日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和24年10月8日、職業無職  
被相続人 亡 大野久美子  
川崎市川崎区東田町1番地2 いちご川崎ビル2階 神奈川法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 上升 栄治  
催告期間満了日 令和8年7月30日  
横浜家庭裁判所川崎支部  
令和7年(家)第7045号  
千葉県船橋市夏見1丁目13番32-502号  
申立人 住吉 誠  
本籍福岡県飯塚市平恒18番地、最後の住所福岡県飯塚市平恒928番地2、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和4年8月22日、出生の場所福岡県嘉穂郡穂波町、出生年月日昭和27年1月1日、職業無職  
被相続人 亡 住吉 元樹  
福岡県田川市平松町3番74号 田川センタービル2階  
相続財産清算人 弁護士 澤 雅人  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年(家)第30325号  
東京都中央区新川1-28-33 G lanc fice茅場町6階  
申立人 杉田 英史  
本籍東京都葛飾区亀有3丁目68番地、最後の住所千葉県松戸市栄町7丁目495番地、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和7年5月10日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和21年1月28日、職業不明  
被相続人 亡 長谷川 満  
事務所千葉県松戸市松戸1847 日暮ビル402 ななつぼし法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鎌木 崇史  
催告期間満了日 令和8年8月11日  
千葉家庭裁判所松戸支部  
令和7年(家)第1223号  
兵庫県西宮市能登町12-67-104  
申立人 山下 敬子  
本籍和歌山県橋本市高野口町名倉657番地、最後の住所和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1265番地の1、死亡の場所和歌山県伊都郡九度山町、死亡年月日令和5年12月21日、出生の場所和歌山県伊都郡高野口町、出生年月日昭和8年5月20日、職業無職  
被相続人 亡 仁木 美代  
和歌山市五番丁8番地1 リーガルセンター ビル1階谷口拓法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 谷口 拓  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
和歌山家庭裁判所  
令和7年(家)第81532号  
愛知県西尾市羽塚町坊山15-7  
申立人 堀 一恵  
本籍大阪府枚方市都丘町7番、最後の住所大阪府枚方市都丘町38番5号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和7年8月14日、出生の場所大阪府北河内郡枚方町、出生年月日昭和19年7月14日、職業無職  
被相続人 亡 外賀 祥一  
大阪市北区西天満3丁目3番17号 ルアンジュ南森町601号室  
相続財産清算人 弁護士 安木 志保  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
大阪家庭裁判所  
令和7年(家)第2149号  
大阪府和泉市府中町2丁目7番5号  
申立人 和泉市

本籍東京都千代田区神田紺屋町40番地、最後の住所大阪府和泉市池田下町1841番地の6、死亡の場所大阪府高石市、死亡年月日令和4年4月10日、出生の場所和歌山県西牟婁郡白浜町、出生年月日昭和38年1月13日、職業不詳  
被相続人 亡 水谷 徹  
大阪市北区西天満4丁目6番3号ヴェール中之島北1101号室  
相続財産清算人 弁護士 成田由岐子  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
大阪家庭裁判所岸和田支部  
令和7年(家)第20145号  
栃木県宇都宮市西2丁目4番24号  
申立人 石神 知也  
本籍栃木県宇都宮市下小池町201番地6、最後の住所栃木県宇都宮市下小池町201番地6、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和25年3月10日、職業不明  
被相続人 亡 小川 忠男  
栃木県宇都宮市西2丁目4番24号石神法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石神 知也  
催告期間満了日 令和8年8月13日  
宇都宮家庭裁判所  
相続財産清算人の改任  
次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。  
令和4年(家)第4003号  
申立人 職権  
本籍群馬県沼田市上発知町1334番地、最後の住所群馬県沼田市上発知町1316番地、死亡の場所群馬県沼田市、死亡年月日平成29年2月11日、出生の場所群馬県利根郡川場村、出生年月日昭和3年3月28日、職業無職  
被相続人 亡 桑原 昭一  
前橋市大手町2丁目2番6号  
改任前の相続財産清算人 伊藤 真一  
群馬県沼田市鍛冶町3956番地2 みなみコート101R 群馬沼田総合法律事務所  
改任後の相続財産清算人 中嶋 歩穂  
前橋家庭裁判所沼田支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

## 令和7年(ヘ)第3号

横浜市港北区篠原北1丁目28番30号

申立人 八木 勝彦

権利の届出の終期 令和8年3月27日

令和7年12月19日 神奈川簡易裁判所  
(別紙) 目録

1 不動産の表示 (一棟の建物の表示)

所在 横浜市港北区篠原北一丁目2677番地1

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床面積 1階 62.37平方メートル

2階 125.01平方メートル

3階 130.41平方メートル

4階 119.34平方メートル

5階 62.37平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 篠原北一丁目2677番1の10

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 3階部分 54.87平方メートル

2登記年月日番号 横浜地方法務局港北出張所平成19年7月17日受付第23899号

3登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定

原因 平成19年7月1日設定

賃料 1月金10万円

支払期 毎月末日

存続期間 平成19年7月1日から7年間

敷金 金30万円

特約 譲渡、転貸ができる

賃借権者 東京都中央区日本橋小伝馬町16番6号

株式会社ネスコ電力

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年(家)第7256号

千葉県市原市石川339番地41

申立人 山内 克彦

本籍千葉県市原市石川339番地41、最後の住所東京都足立区梅田7丁目5番11号 ガーデンウメダメ105号

不在者 山内 政明

昭和43年12月19日生

届出期間満了日 令和8年4月20日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第7629号

滋賀県大津市逢坂1丁目338番地の54

申立人 荒生 正子

本籍兵庫県神戸市中央区栄町通7丁目7番地、最後の住所不明

不在者 大橋美都子

大正5年2月2日生

届出期間満了日 令和8年4月10日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第8097号

静岡県伊東市大原1丁目3番25号

申立人 田中五十子

本籍静岡県伊東市大原1丁目1083番地、最後の住所不明

不在者 河西はつね

明治29年10月27日生

届出期間満了日 令和8年4月12日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第8737号

北海道札幌市手稲区星置1条3丁目6番3-810号

申立人 関川 幸子

本籍新潟県佐渡市河原田諺訪町173番地、最後の住所東京都以下不詳

不在者 関川 ギン

明治35年12月9日生

届出期間満了日 令和8年4月12日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第9026号

神奈川県横浜市鶴見区汐入町1丁目33番地1

ライオンズガーデン鶴見409

申立人 小畠ケイ子

本籍福島県いわき市永崎字川畑147番地5、最後の住所不明

不在者 作山きみ子

昭和3年3月31日生

届出期間満了日 令和8年4月20日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第9119号

東京都荒川区西尾久7丁目13番8-403

申立人 谷澤 彰則

本籍東京都荒川区西尾久5丁目1109番地、最後の住所不明

不在者 谷澤 照子

昭和11年12月25日生

届出期間満了日 令和8年4月13日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第357号

熊本市東区戸島西1丁目25-16県営西戸島団地16棟201号

申立人 根本利恵子

本籍熊本県熊本市南区上ノ郷1丁目9番地3、最後の住所福岡県福岡市東区下原1丁目6番12号

不在者 根本 尚平

昭和59年8月14日生

届出期間満了日 令和8年4月13日

熊本家庭裁判所

## 令和7年(家)第202号

沖縄県うるま市字昆布1428番地1 101

申立人 比嘉 尚喜

本籍沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋80番地、最後の住所沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋114番地

不在者 比嘉 貞雄

昭和10年10月20日生

届出期間満了日 令和8年4月24日

那覇家庭裁判所沖縄支部

## 令和7年(家)第154号

福島県福島市笛木野字南中谷地42番地10

申立人 廣野 久雄

本籍福島県伊達市月館町上手渡字砂子内1番地、最後の住所福島県伊達市月館町上手渡字砂子内2番地2

不在者 斎藤 正子

昭和13年2月22日生

届出期間満了日 令和8年4月10日

福島家庭裁判所

## 令和7年(家)第179号

福島県伊達郡川俣町大字小神字盛内28番地

申立人 菅野 弥

本籍福島県福島市飯野町青木字仲下26番地、最後の住所福島県福島市松川町字北諏訪原21番地の5

不在者 黒澤 和美

昭和30年2月16日生

届出期間満了日 令和8年4月10日

福島家庭裁判所

## 令和7年(家)第101号

新潟県上越市浦川原区有島111-3

申立人 古田 明美

本籍新潟県上越市浦川原区有島111番地、最後の住所新潟県上越市浦川原区有島445番地6

不在者 古田 正勝

昭和40年5月14日生

届出期間満了日 令和8年5月1日

新潟家庭裁判所高田支部

## 令和7年(家)第908号

北海道北斗市向野2丁目8番14号

申立人 黒澤 忠悦

本籍北海道函館市日ノ浜町98番地、最後の住所北海道北斗市向野2丁目8番14号

不在者 黒澤 草苗

昭和22年2月17日生

届出期間満了日 令和8年4月15日

函館家庭裁判所

## 令和7年(家)第746号

宮城県仙台市泉区南光台東1丁目28-6

申立人 菅谷 貴子

本籍宮城県仙台市宮城野区二十人町318番地、最後の住所埼玉県戸田市喜沢1丁目32番地の17あかね荘205号室

不在者 遠藤 智清

昭和17年4月6日生

届出期間満了日 令和8年4月16日

さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第7191号

スウェーデン王国マルム市スルス通り21

申立人 中野マドレーヌ

本籍静岡県御殿場市中山256番地、最後の住所アメリカ合衆国フロリダ州以下不詳

不在者 中野富士男

昭和15年11月22日生

届出期間満了日 令和8年4月14日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第7620号  
新潟県佐渡市中興乙1359番地2  
申立人 谷地 礼子  
本籍新潟県胎内市西栄町1236番地甲、最後の住所東京都豊島区東池袋2丁目13番11-607号  
不在者 佐藤 英雄  
昭和42年10月23日生  
届出期間満了日 令和8年4月15日  
東京家庭裁判所

令和7年（家）第7728号  
東京都八王子市高倉町61番地14  
申立人 佐藤 茂  
本籍埼玉県入間市大字木蓮寺728番地、最後の住所東京都世田谷区南烏山2丁目15番12号  
一栗莊  
不在者 佐藤 豊  
昭和14年11月6日生  
届出期間満了日 令和8年4月30日  
東京家庭裁判所

令和7年（家）第2388号  
東京都台東区今戸2丁目2番12-603号  
申立人 綾部 和代  
本籍岩手県二戸郡一戸町根反字御所野3番地1、最後の住所東京都武蔵村山市本町3丁目28番地の5 松平方  
不在者 山上 保雄  
昭和26年1月15日生  
届出期間満了日 令和8年4月30日  
東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第8840号  
千葉県松戸市新松戸6丁目251番地  
申立人 二木 友江  
本籍東京都文京区千石4丁目61番地、最後の住所不明  
不在者 二木 久男  
昭和6年7月13日生  
届出期間満了日 令和8年4月15日  
東京家庭裁判所

**失 踪 宣 告**

令和7年（家）第145号  
本籍東京都葛飾区金町2丁目62番地、最後の住所千葉県市川市稻荷木1丁目30番11号  
不在者 岩田 啓一  
昭和39年4月30日生  
令和7年12月13日失踪宣告審判確定  
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年（家）第5281号  
本籍福島県白河市双石坊ノ入7番地、最後の住所東京都世田谷区桜新町1丁目40番10号東武ハイライン桜新町402  
不在者 深谷 文也  
昭和17年7月2日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2124号  
本籍東京都豊島区南大塚1丁目1461番地6、最後の住所アメリカ合衆国ウイスコンシン州マーケット郡ネスコロ町カウンティロードN  
N  
不在者 大友 幸夫  
昭和25年6月2日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第3629号  
本籍千葉県八千代市八千代台北12丁目304番地29、最後の住所東京都荒川区町屋2丁目8番16号コ一ボ藤101  
不在者 松崎 勝彦  
昭和47年4月24日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第3968号  
本籍東京都北区上中里2丁目27番、最後の住所東京都大田区大森西5丁目26番4号 みのわ荘  
不在者 岩本 吉生  
昭和60年11月5日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第685号  
本籍石川県能美郡川北町字壱ツ屋へ104番地、最後の住所東京都八王子市打越町1076-1 グリーンシロス112号室  
不在者 先出谷彰子  
昭和59年10月11日生  
令和7年12月13日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和7年（家）第1044号  
本籍東京都港区西新橋2丁目2番地、最後の住所横浜市戸塚区瀬谷町4069番地  
不在者 塩野ジヤツクウイリアム  
昭和27年4月27日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第54号  
本籍福井県敦賀市三島32号12番地、最後の住所福井県敦賀市三島17号33番地の1  
不在者 山本 芳美  
昭和33年7月22日生  
令和7年12月12日失踪宣告審判確定  
福井家庭裁判所敦賀支部裁判所書記官

令和7年（家）第424号  
国籍大韓民国、最後の住所名古屋市千種区今池町4の57  
不在者 田 良子  
西暦1941年1月1日生（外国人登録原票上の出生年月日西暦1939年1月1日）  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第4525号  
本籍大阪府枚方市牧野阪1丁目958番地8、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋2丁目2番3号カワチハウス412号  
不在者 大芝 需  
昭和15年6月4日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第1649号  
国籍韓国、最後の住所大阪市福島区中江町174番地  
不在者 李 昌允  
西暦1896年1月20日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第1650号  
国籍朝鮮、最後の住所大阪市天王寺区大道2丁目以下不詳  
不在者 李 昌夏  
西暦1929年3月9日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第95号  
本籍大分県別府市大字鶴見2063番地、最後の住所大分県別府市大字野田1651番地  
不在者 德丸 栄子  
大正13年2月15日生  
令和7年12月16日失踪宣告審判確定  
大分家庭裁判所裁判所書記官

## 破産手続における包括的禁止命令

令和7年（フ）第948号  
神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地神戸ファッショントマート6階  
債務者 株式会社ホクシンメディカル  
主文 本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。  
令和7年12月22日

神戸地方裁判所第3民事部

## 破産手続における保全管理命令

令和7年（フ）第948号  
神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地神戸ファッショントマート6階  
債務者 株式会社ホクシンメディカル  
1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人による管理を命ずる。  
2 保全管理人 弁護士 幸寺 覚  
令和7年12月22日

神戸地方裁判所第3民事部

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第160号  
鳥取県鳥取市材木町381番地  
債務者 株式会社田澤開発  
代表者 代表取締役 濱田 重喜  
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 房安 強  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前11時  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所民事部

<b>令和7年(フ)第175号</b>	鳥取県鳥取市賀露町西4丁目1803番地7 債務者 株式会社マルワーズ渡辺水産 代表者代表取締役 渡辺 敏孝
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士法人 やわらぎ	
4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時30分	
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	鳥取地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第580号</b>	
新潟市西区五十嵐中島5丁目17番37号 債務者 株式会社WORLD COMPASS 代表者仮代表取締役 更家 健吾	
1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 松岡 優子	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後1時30分	
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	新潟地方裁判所民事部
<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	
<b>令和7年(フ)第55号</b>	
香川県観音寺市大野原町大野原2404番地5 債務者 岡田 史子	
1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 横井 大典	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで	

<b>令和7年(フ)第175号</b>	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで	高松地方裁判所観音寺支部
<b>令和7年(フ)第117号</b>	
山形県米沢市直江石堤28番地の2 れんげ草、前住所山形県米沢市館山1丁目2番15-3号 住宅型有料老人ホームひなたぼっこ・きなり	
債務者 滝口 誠	
1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 八木澤 陽	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時10分	
6 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	山形地方裁判所米沢支部
<b>令和7年(フ)第1974号</b>	
千葉県浦安市弁天3丁目2番54-6号 債務者 佐々木恭平	
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 長岡みち子	
4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時40分	
6 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第1981号</b>	
千葉市緑区おゆみ野3丁目20番地1 オーチャンピューパーク館206号 債務者 居下 泰之	
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 橋本 拓朗	
4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時40分	
6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第2951号</b>	
千葉県半田市向山町1丁目91番地 債務者 真金 正史	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 横井 大典	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時20分	
6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第2015号</b>	
千葉県市原市五所1540番地1 債務者 元川 直人	
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 大久保佳織	
4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時	
6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第2049号</b>	
千葉県八千代市ゆりのき台8丁目7番地18 債務者 小林裕巳子	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 藤岡 園子	
4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時20分	
6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第2081号</b>	
千葉県習志野市本大久保4丁目5番26号 債務者 宮崎 正道	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 土屋 孝伸	
4 破産債権の届出期間 令和8年2月2日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時	
6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第2153号</b>	
千葉県船橋市飯山満町2丁目618番地2 L・M船橋飯山満台二番館407号 債務者 鈴木 恭平	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 田中 大介	
4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時20分	
6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1950号  
千葉県市原市飯沼57番地7  
債務者 斎藤 栄次(旧姓梅原)  
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 柳原 悠介  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時20分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
令和7年(フ)第1996号  
千葉県船橋市浜町2丁目3番36-2109号  
債務者 近松 淳一  
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 南川麻由子  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
令和7年(フ)第2011号  
千葉県習志野市津田沼7丁目3番3号 アーバンハイツ101号  
債務者 松本 和義  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 藤原 純子  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時40分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
令和7年(フ)第307号  
北海道深川市あけぼの町15番65号、申立時の住所三重県四日市市大字茂福2306番地3  
債務者 松本 晓  
1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 東 幸太郎

4 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時15分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**令和7年(フ)第2080号**  
千葉県流山市駒木447番地の13  
債務者 星 普司  
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 塩野 大介  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
**令和7年(フ)第80号**  
三重県度会郡南伊勢町大江666番地  
債務者 小田 亘  
1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 三浦 敏秀  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係  
**令和7年(フ)第70号**  
長野県下伊那郡喬木村7698番地4  
債務者 山越 弘幸  
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 原 正治  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月4日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
長野地方裁判所飯田支部  
**令和7年(フ)第9092号**  
東京都江東区亀戸3丁目4-5-201  
債務者 杉之原良美

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日 午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 三橋 創  
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 1 月 28 日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 2 月 19 日 午後 1 時 30 分  
6 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 19 日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和 7 年 (フ) 第 9115 号**  
東京都足立区大谷田 5 丁目 24-19  
債務者 吉田 信一  
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日 午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 富樫 剛  
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 1 月 28 日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 2 月 19 日 午後 1 時 30 分  
6 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 19 日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和 7 年 (フ) 第 9163 号**  
東京都江戸川区西葛西 6 丁目 24-6-611  
債務者 熊谷 ひな  
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日 午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 竹之内 俊  
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 1 月 28 日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 2 月 19 日 午後 2 時  
6 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 19 日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和 7 年 (フ) 第 9164 号**  
東京都八王子市南大沢 2 丁目 220-12 グレース南大沢 A 102 号  
債務者 河野 美穂  
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日 午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 脇 陽子  
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 1 月 28 日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 2 月 19 日 午後 2 時  
6 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 19 日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9204号  
東京都八王子市堀之内3丁目31-3-107  
債務者 本田 龍  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 藤本 健一  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月19日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9244号  
東京都新宿区左門町10-23-301  
債務者 福山 穩  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 阿部 大介  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月19日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9259号  
東京都中野区弥生町2丁目30-13-405  
債務者 中村 祐太  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 谷貝 彰紀  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月19日午前10時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9305号  
東京都荒川区南千住5丁目33-6-203  
債務者 北山 真琴  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 政岡 史郎  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月19日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第81号 山口県熊毛郡平生町大字平生町198番地の1 債務者 奥田 英樹 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 貴士 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時45分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 山口地方裁判所岩国支部	令和7年(フ)第95号 岩手県一関市川崎町薄衣字諫訪前47番地 グループホームやさいサラダ、前住所宮城県栗原市若柳字川北欠60番地2 債務者 佐藤 保 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 盛岡地方裁判所一関支部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木澤 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山形地方裁判所米沢支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第293号 群馬県甘楽郡甘楽町大字造石580番地、前住所埼玉県さいたま市岩槻区大字上野231番地 1赤坂レジデンス305 債務者 原田 美紀 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 明男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第1369号 仙台市青葉区水の森1丁目16番13号 債務者 松永 寛 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷 遼治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木澤 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年(フ)第5043号 東京都目黒区祐天寺2-12-7 サンハイツ祐天寺駅前403号室、住民票上の住所大阪市淀川区宮原1丁目8番2-208号 債務者 野村 俊和 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森崎 勇季 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第427号 群馬県伊勢崎市乾町173番地 グリーンハイツ203 債務者 夏井 利夫 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大南 至 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第1397号 仙台市太白区中田7丁目6番1-508号 債務者 鈴木 千穂 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 悠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長岡 克典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年(フ)第1020号 広島市佐伯区千同3丁目318番地 コーポラス千同106号 債務者 福井 良介 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 文則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1982号 埼玉県上尾市弁財2丁目2番15号、旧住所埼玉県上尾市弁財2丁目2番13号 債務者 山崎 友輝 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 申 景秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第153号 宮城県石巻市鮎川浜向田1番地1 債務者 加藤 洸一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 真儀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 修平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1152号 広島市中区富士見町16番32-303号 債務者 跡治 行子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾山慎太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第118号 山形県米沢市中田町858番地の20 債務者 滝口 雅彦	令和7年(フ)第265号 三重県津市白山町川口209番地 債務者 桐田 文隆 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 正洋		

令和7年(フ)第1189号 広島市西区庚午北3丁目20番22-101号 債務者 阿部 義樹 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安西 紀皓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 耕太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大分地方裁判所佐伯支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田邊絵理子 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第454号 函館市東川町15番13号 工藤宅2F 債務者 金本登志子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第1226号 広島県東広島市西条町寺家5290番地4 カシオペアA-26号 債務者 西田 勇樹 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 祐一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 広志 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 昌史 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第257号 釧路市南浜町1番16号 リバーサイドRH 103号室、前住所釧路市大楽毛西2丁目3番20号 債務者 舘越 善憲 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 釧路地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1256号 広島市安佐南区大塚西2丁目13番16号 債務者 上原 達治 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 爲末 和政 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井 貴博 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 哲 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 宮崎地方裁判所都城支部	令和7年(フ)第197号 福島県いわき市平赤井比良2丁目19番地 市営住宅7-9号室 債務者 鈴木 貴幸 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第295号 広島県福山市新市町大字新市288番地1 債務者 高木美智子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 元樋 翔吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 達矢 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第216号 福島県いわき市小名浜岡小名字塩田1番地の1 ビレッジハウス小名浜2-103 債務者 鈴木 兼一 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第64号 大分県佐伯市鶴岡西町2丁目320番地 ラ・モン・スペリア201号 債務者 平野 陸人	1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平澤 梨奈 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第6003号 大阪府八尾市南本町8丁目3番10-18号 債務者 天野 心吾

令和7年（フ）第217号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
福島県いわき市小名浜岡小名字塩田1番地の1 ビレッジハウス小名浜2-103 債務者 鈴木 清美	1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
福島地方裁判所いわき支部	福島県いわき市小名浜岡小名字塩田1番地の1 ビレッジハウス小名浜2-103 債務者 鈴木 清美
令和7年（フ）第682号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
神奈川県座間市入谷東3丁目42番23-501号 ベルハイツ座間 債務者 井濤 幸樹	神奈川県座間市入谷東3丁目42番23-501号 ベルハイツ座間 債務者 井濤 幸樹
令和7年（フ）第691号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
相模原市中央区小町通1丁目10番20号 サンコーポ小町通B-102 債務者 櫻井 光子	横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（フ）第712号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
相模原市緑区三ヶ木1578番地2 アビレッジ総合福祉センター 債務者 加藤 裕一	横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（フ）第733号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
相模原市南区磯部1175番地1 グリーンハイム103 債務者 高橋 利実（旧姓新井）	横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第1059号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
堺市南区高倉台1丁3番1-1009号 債務者 木村 初美	大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年（フ）第121号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
岐阜県中津川市茄子川2067番地の1 アルトラA204 債務者 長谷川あづみ（旧姓所・樅木・古川）	横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（フ）第1065号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
堺市堺区旭ヶ丘中町3丁3番24-308号 債務者 児玉 和子	大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年（フ）第334号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
愛知県一宮市昭和3丁目8番28号 債務者 中村 政代	岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年（フ）第1087号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
堺市東区菩提町2-30-34、住民票上の住所 堺市中区深井北町182番地6（前住所）大阪市北区大淀中2-6-17-904 債務者 山内 直也	大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年（フ）第1030号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
堺市北区東浅香山町2丁241番地16 債務者 片山麻友子	名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年（フ）第1108号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
大阪府富田林市藤沢台四丁目4番16号（101） 債務者 丸尾 義徳	大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年（フ）第1036号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
堺市東区草尾513番地6 債務者 岡村 振作	大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年（フ）第1144号	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
大阪府羽曳野市恵我之荘6丁目15番7号 債務者 関 弥生	大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年（フ）第192号	1 決定年月日時 令和7年12月24日午前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで
北海道帯広市西21条南4丁目39番地 新緑団地2号棟2305号室、前住所北海道帯広市東13条南4丁目1番地43 恒川マンション101号室 債務者 友利真里亞（旧姓桐山）	札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第206号 北海道帯広市西7条南31丁目2番地5 NK 731-202号 債務者 佐藤 東美(旧姓五十川) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部
令和7年(フ)第212号 群馬県邑楽郡板倉町大字糸谷1450番地の1 債務者 間明田伊都子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第279号 奈良県大和高田市昭和町8番13-312号、前 住所奈良県大和高田市田井新町4番5号 債務者 橋本 照美 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第173号 香川県高松市池田町841番地21 債務者 山崎花野子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 大分地方裁判所日田支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第155号 栃木県足利市新山町2241番地4 フォレスト リア足利新山603、前住所栃木県足利市東砂 原後町1093番地7 債務者 玉野美智子(旧姓田村)	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 岐阜地方裁判所多治見支部

**令和7年(フ)第419号**  
 岡山県倉敷市玉島陶4587番地、転居前の住所  
 岡山県倉敷市曾原149番地7  
 債務者 三宅 逸美(旧姓阿部)  
 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで  
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
**令和7年(フ)第411号**  
 群馬県前橋市鼻毛石町630番地31  
 債務者 小林 紫苑(旧姓小島)  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで  
 前橋地方裁判所民事部破産再生係  
**令和7年(フ)第178号**  
 山口県宇部市明神町2丁目1番56-202号  
 岬市営住宅  
 債務者 竹中 和子  
 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで  
 山口地方裁判所宇部支部  
**令和7年(フ)第180号**  
 山口県宇部市亀浦2丁目7番36号  
 債務者 北崎 韶哉  
 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで  
 山口地方裁判所宇部支部  
**令和7年(フ)第2040号**  
 札幌市白石区菊水3条2丁目3番4-403号  
 債務者 相馬 健二  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2067号**  
 札幌市白石区菊水1条1丁目3番4-701号  
 債務者 吉田 千愛(変更前の氏名吉田悠佑)  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2374号**  
 札幌市白石区南郷通1丁目北2番32-904号  
 債務者 上井 結花  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2142号**  
 札幌市豊平区中の島1条2丁目1番24-307号  
 債務者 北村 明美  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2287号**  
 北海道江別市野幌屯田町29番地の1 キャロルハウスⅢ802  
 債務者 宮下 卓己  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2392号**  
 札幌市東区北37条東3丁目2番11号 メゾンエクレール37条301号  
 債務者 山本 純一  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2423号**  
 札幌市東区北24条東17丁目2番3-303号  
 債務者 武田 譲二  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2343号**  
 札幌市清田区真栄2条2丁目1番43-103号  
 債務者 下山 千秋(旧姓青野)  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2483号**  
 札幌市白石区栄通7丁目3番5-301号  
 債務者 斎藤 久乃  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2507号**  
 札幌市東区東苗穂1条3丁目4番4-402号  
 傾務者 泉 樹里  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2514号**  
 札幌市北区北31条西3丁目4番23号 コーポカズミ203号  
 傾務者 大場千鶴子  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2519号**  
 札幌市厚別区もみじ台南4丁目1番10-110号  
 傾務者 合田 秋雄  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第2527号**  
 札幌市北区北26条西17丁目3番10-102号  
 傾務者 只野 勝也  
 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2566号 札幌市中央区南7条西12丁目2番28-303号 債務者 銀屋 初子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第658号 愛知県豊田市山之手7丁目61番地2 ベルメゾン山之手204号 債務者 岸本 昇 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第93号 北海道美唄市東明四条1丁目4番7号 債務者 加藤 早苗 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第106号 兵庫県加西市網引町623番地の2 債務者 藤山 明子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第352号 函館市山の手3丁目14番7号 債務者 高橋 大翔 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 前橋地方裁判所高崎支部	破産手続廃止の取消決定確定 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間 次の破産事件について、破産手続廃止の取消決定が確定した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第428号 函館市古武井町49番地 債務者 村上 信吾 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(フ)第345号 千葉市緑区鎌取町2876番地11かまとり荘 破産者 宮崎 智央 1 決定年月日時 令和7年10月1日 2 主文 令和7年3月25日にした破産手続廃止決定を取り消す。 3 決定確定日 令和7年11月5日 4 破産管財人 弁護士 今井 丈雄 5 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 6 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時40分 7 免責意見申述期間 令和8年3月6日までと 変更 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第432号 北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町84番地1 債務者 川南まゆみ 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和7年(フ)第250号 釧路市星が浦大通2丁目10番20号 カーサ・グランデ1階B-2号室 債務者 鍋田 亮 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 函館地方裁判所		

## 破産手続終結

### 令和6年(フ)第102号

宮崎県都城市山田町山田939番地13、前住所  
宮崎県都城市上長飯町42番地3  
破産者 亡田中芳文相続財産(被相続財産亡田  
中芳文相続財産)  
1 決定年月日 令和7年12月25日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務  
終了による計算についての異議申述期間が経過した。

宮崎地方裁判所都城支部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

### 令和7年(フ)第297号

鹿児島市吉野町8740番地2、開始決定時の住  
所鹿児島市下福元町3340-1 ときわの丘内  
破産者 米盛 隆雄  
異議申述期間 令和8年2月17日まで  
令和7年12月23日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

### 令和5年(フ)第4358号

大阪市西淀川区御幣島4丁目1番34-801号  
破産者 行旨 良衣  
異議申述期間 令和8年2月18日まで  
令和7年12月24日

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第1590号

千葉県市原市五井中央西1丁目37番地6 サ  
ニースクエア2 304  
破産者 佐々木将望  
異議申述期間 令和8年2月19日まで  
令和7年12月25日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 特別清算開始

### 令和7年(ヒ)第2076号

東京都葛飾区奥戸2丁目5番13号  
清算株式会社 株式会社タジマ  
代表清算人 田島 道子  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(ヒ)第3号

京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝38番地  
清算株式会社 瑞穂農林株式会社  
代表清算人 村居 一也  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。

京都地方裁判所園部支部

## 特別清算終結

### 令和7年(ヒ)第2057号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国  
際ビル4階  
清算株式会社 株式会社クイナ  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(ヒ)第2062号

東京都港区新橋1丁目1番13号  
清算株式会社 ANA NEO株式会社  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(ヒ)第3029号

大阪府松原市西大塚1丁目3番29号  
清算株式会社 工藤工業株式会社  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(ヒ)第2号

愛媛県松山市東石井4丁目18番3号  
清算株式会社 株式会社ハット  
代表清算人 吉見 達治  
1 決定年月日 令和7年12月19日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

松山地方裁判所民事部

### 令和7年(ヒ)第2号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地3  
清算株式会社 WK株式会社  
1 決定年月日 令和7年12月23日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所久留米支部

### 令和7年(ヒ)第3号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地3  
清算株式会社 SW株式会社  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(ヒ)第5号

熊本市東区桜木4丁目16番29-2号202  
清算株式会社 株式会社M S I  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

熊本地方裁判所民事第1部

## 特別清算協定認可

### 令和7年(ヒ)第10号

栃木県河内郡上三川町西汗1684番地20  
清算株式会社 株式会社宇塚  
代表清算人 蓬田 勝美  
1 決定年月日 令和7年12月22日  
2 主文 次の協定を認可する。

## 協定

- 清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者の協定債権額の10.2218%を、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に弁済する。但し、宇塚義夫については債権放棄の申出があったことから弁済を行わない。
- 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
- 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者(但し、宇塚義夫を除く)に対し、換価代金から必要費用を控除した残金を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

宇都宮地方裁判所第1民事部

## 包括的禁止命令

### 令和6年(再)第24号

東京都渋谷区宇田川町31番4号シノダビル6  
階  
再生債務者 チル株式会社

主文 本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定  
があるまでの間、すべての債権者は、債務者の  
財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をし  
てはならない。

令和7年12月22日

東京地方裁判所民事第20部

## 再生手続開始

### 令和7年(再)第37号

岡山県笠岡市平成町95番地1  
再生債務者 株式会社サラ

- 決定年月日時 令和7年12月22日午後6時  
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年1月22日まで  
4 再生債権の一般調査期間 令和8年2月20日  
から令和8年2月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(再)第6号

愛知県長久手市武蔵塚630番地  
再生債務者 鈴木 貴美

- 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時  
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年1月16日まで  
4 再生債権の一般調査期間 令和8年2月6日  
から令和8年2月13日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 再生手続終結

### 令和5年(再)第6号

静岡県富士宮市根原450番地の1  
再生債務者 富士正酒造合資会社

- 主文 本件再生手続を終結する。  
2 理由の要旨 再生計画が遂行された。  
令和7年12月22日

静岡地方裁判所民事第2部

## 再生手続廃止及び保全管理命令

### 令和6年(再)第24号

東京都渋谷区宇田川町31番4号シノダビル6  
階  
再生債務者 チル株式会社

- 主文 本件再生手続を廃止する。  
再生債務者について保全管理人による  
管理を命ずる。  
2 保全管理人 東京都千代田区神田神保町2丁  
目3番1号 岩波書店アネックス8階 新千代  
田総合法律事務所 弁護士 伊達 雄介  
3 廃止の理由の要旨 本件再生手続には民事再  
生法194条に定める事由がある。  
令和7年12月22日

東京地方裁判所民事第20部

<b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>	<b>令和7年（再イ）第47号</b> 埼玉県本庄市今井1030番地12 再生債務者 牧野 純也	<b>令和7年（再イ）第6号</b> 秋田県能代市字鳥小屋33番地10 セントラルシティ21 E棟101 再生債務者 山田 寿邦	<b>令和7年（再イ）第13号</b> 山口県防府市大字下右田448番地の6、前住所山口県防府市戎町2丁目7番36号 シャーメゾンS S S 203 再生債務者 林 悠斗
<b>令和7年（再イ）第28号</b>	茨城県土浦市真鍋4丁目24番26号 再生債務者 井関 明王	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで	2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月 21日
令和7年12月25日	水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年12月24日 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 21日まで
<b>令和7年（再イ）第75号</b>	東京都狛江市西野川1丁目17番3号セボンつじが丘124 再生債務者 井上 直樹	令和7年12月24日 札幌市南区澄川4条9丁目9番8号 再生債務者 日野 文子	令和7年12月24日 秋田地方裁判所能代支部
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案	令和7年12月25日 山口地方裁判所民事部個人再生係
令和7年12月25日	東京地方裁判所立川支部民事第4部	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで	<b>令和7年（再イ）第11号</b>
<b>令和7年（再イ）第24号</b>	金沢市円光寺1丁目16番8号 再生債務者 山内 太祐	令和7年12月24日 札幌地方裁判所民事第4部	宮崎県延岡市長浜町2丁目2041番地22 再生債務者 川内きょう子
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日 付け再生計画案
令和7年12月25日	東京地方裁判所立川支部民事第4部	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで	2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月 21日
<b>令和7年（再イ）第24号</b>	金沢市円光寺1丁目16番8号 再生債務者 山内 太祐	令和7年12月24日 札幌地方裁判所民事第4部	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 21日まで
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで	令和7年12月24日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年12月25日 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年12月25日	金沢地方裁判所民事部	令和7年12月24日 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年（再イ）第3号</b>
<b>令和7年（再イ）第484号</b>	大阪市住吉区南住吉1丁目6番11号 再生債務者 芝原千賀子	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日 付け再生計画案	高知市鴨部1350番地2 アーネスト能茶山 107号
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月13日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで	再生債務者 川上 龍希
令和7年12月24日	令和7年12月24日	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 21日まで	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案
大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月13日 付け再生計画案	令和7年12月24日 札幌地方裁判所西小牧支部	2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月 21日
<b>令和7年（再イ）第46号</b>	大阪地方裁判所第6民事部	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 21日まで
令和7年（再イ）第46号	埼玉県熊谷市船木台1丁目1番地24 再生債務者 濵谷 航	令和7年12月25日 札幌地方裁判所西小牧支部	令和7年12月24日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係
1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで	令和7年12月25日 秋田市太平寺庭字寺庭57番地3 再生債務者 志村 俊幸	<b>令和7年（再イ）第12号</b>
令和7年12月24日	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案	山口県防府市大字田島379番地の8 再生債務者 杉山 裕之
大阪地方裁判所第6民事部	2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月 15日	2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月 22日	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案
令和7年12月24日	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 15日まで	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 22日まで	2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月 29日
令和7年12月24日	令和7年12月24日	令和7年12月25日 秋田地方裁判所民事第2部	3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで
令和7年12月24日	令和7年12月24日	令和7年12月25日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年12月25日 岡山地方裁判所倉敷支部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年（再イ）第100号  
さいたま市中央区上落合8丁目12番 25-201号  
再生債務者 野上 浩一  
1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。  
令和7年12月24日

さいたま地方裁判所第3民事部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年（再ロ）第3号  
川崎市高津区上作延2丁目2番38号  
再生債務者 末岡 亜矢  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年1月21日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月4日から令和8年2月18日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再ロ）第30号  
大阪府東大阪市加納1丁目10番40号 ファミリーループ101号  
再生債務者 山田 幹人  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年1月21日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年1月28日から令和8年2月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再ロ）第5号  
埼玉県春日部市備後東7丁目20番2号  
再生債務者 江崎新太郎こと 江寄新太郎  
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月13日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再ロ）第1号  
鳥取県西伯郡大山町御来屋535番地1  
再生債務者 阪本晋太郎  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月29日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和8年1月14日まで  
令和7年12月24日 鳥取地方裁判所米子支部

## 令和7年（再ロ）第4号

千葉県習志野市鷺沼4丁目13番14号  
再生債務者 前橋 麻実  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和8年1月16日まで  
令和7年12月24日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年（再ロ）第14号

埼玉県坂戸市本町7番2-806号 ジェム坂戸グリーンアベニュー  
再生債務者 松下 勝利  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月20日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和8年1月21日まで  
令和7年12月24日

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年（再ロ）第1号

秋田県仙北郡美郷町六郷字本道町114番地  
再生債務者 佐藤 淳悦  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月13日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和8年2月2日まで  
令和7年12月25日 秋田地方裁判所大曲支部

## 令和7年（再ロ）第2号

秋田県仙北郡美郷町六郷字本道町114番地  
再生債務者 佐藤 牧子

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月13日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和8年2月2日まで  
令和7年12月25日 秋田地方裁判所大曲支部

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これら届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

## 令和7年（チ）第13号

福岡県久留米市西町1064番地3 サンリヤン諫訪702  
申立人 藤野 安子  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 東京都江東区南砂7丁目6番23号 大国ビル305  
所在等不明共有者 宮川 公明  
届出期間満了日 令和8年4月20日  
令和7年12月19日

福岡地方裁判所久留米支部

## （別紙）物件目録

1 所在 久留米市御井町字芋縦  
地番 1771番10  
地目 宅地  
地積 265.51平方メートル  
所在等不明共有者亡宮川覺憲相続人宮川公明の持分 6分の1  
2 所在 久留米市御井町字芋縦1771番地10  
家屋番号 1771番10  
種類 居宅  
構造 煉瓦・木造瓦・セメント瓦葺平家建  
床面積 88.12平方メートル  
所在等不明共有者亡宮川覺憲相続人宮川公明の持分 6分の1

## 令和7年（チ）第4号

愛知県岡崎市矢作町字高縄手42番地1  
申立人 塩屋 美隆  
住所・居所 不明  
(本籍地) 大阪府泉南市樽井一丁目1092番地  
(生年月日) 昭和18年8月10日  
所在等不明共有者 塩屋 鈴子

届出期間満了日 令和8年4月20日

令和7年12月18日

鹿児島地方裁判所加治木支部

## （別紙）物件目録

1 所在 鹿児島県霧島市隼人町小浜字二反田  
地番 1018番1  
地目 宅地  
地積 133平方メートル  
(所在等不明共有者の持分 15分の1)

## 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年（チ）第12号

三重県四日市市大字羽津戊624番地  
申立人 寺村 輝行  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 三重県四日市市大字羽津戊621番地  
所有者 寺村 政義  
届出期間満了日 令和8年2月24日

令和7年12月23日 津地方裁判所四日市支部

## （別紙）物件目録

1 所在 四日市市大字羽津字班鳩  
地番 戊621番1  
地目 宅地  
地積 194.04平方メートル  
2 所在 四日市市大字羽津字班鳩 戊621番地1  
家屋番号 戊621番1  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 49.68平方メートル







## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千四百九十四万七千四百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

北九州市小倉南区中曽根東二丁目二番一号

曾根スカイマンション一階 株式会社ソロベース

代表取締役 湯朝 健二

株式会社ソロベース 代表清算人 椎名 和子

株式会社ソロベース 代表取締役 佐藤 茂

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和8年1月27日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

令和8年1月9日 東京都杉並区和泉四丁目四六番八号

三益株式会社 三益株式会社 代表清算人 椎名 和子

株式会社ソロベース 代表取締役 佐藤 茂

## 令和8年1月9日

三重県伊勢市小俣町明野一三〇八 ケア パートナー森伸小俣

三重県松阪市中央町三八四番地一〇Zビ ルシエテ二階二〇三号室 山本法律事務所

右法定代理人 成年後見人 山本 哲也

本籍三重県松阪市東久保町八三八番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 溝田 凌矢

右被相続人は令和七年九月三十日死亡し、その相続人は令和七年十二月二十三日津家庭裁判所阪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日 石川県金沢市十間町二三番地 株式会社浅田屋

株式会社浅田屋 代表取締役 浅田 久太

## 令和8年1月9日

長崎県長崎市四丈町一八二一一番地

相続財産清算人 中村 翔平

本籍三重県伊勢市岩渕一丁目四一三番地二番一〇号 被相続人 亡 三宅 茂徳

右被相続人は令和六年九月三十日死亡し、その相続人は令和七年十一月二十七日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日 大阪府大阪市旭区今市二丁目一一番五号 有限会社元気堂 清算人 河野 純子

株式会社八十二長野銀行 (旧 株式会社長野銀行)

## 令和8年1月9日

一日確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があつたものとみなされたので、当行規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日 長野県長野市青木島一丁目二一一番地二号 青木島AP B200三

株式会社八十二長野銀行 (旧 株式会社長野銀行)

## 正誤

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

## 正誤

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

## 支援するための

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

## 第四号

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

## 第四号

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

誤